

平成 27 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 日 本 オ ラ ク ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 執 行 役 社 長 杉 原 博 茂
兼 C E O
(コード番号 4716 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 副 社 長 野 坂 茂
兼 C F O
(TEL. 03-6834-6666)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 17 日の取締役会において、定款の一部変更につき承認を求める議案を、下記のとおり平成 27 年 8 月 21 日開催予定の第 30 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

変更の理由の概要は以下のとおりであり、いずれも「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）（以下、改正法）が、平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴うものです。

(1) 委員会設置会社等の名称変更

改正法により、「委員会設置会社」の名称が、「指名委員会等設置会社」に変更されたことに伴い、当社定款の一部変更を行うものです（変更案第 4 条）。

(2) 責任限定契約の対象となる要件の変更

改正法により、会社法第 427 条に定められた責任限定契約の対象となる取締役の要件が、社外取締役から、同法第 2 条第 15 号イに定められた業務執行取締役等であるものを除く取締役に変更されたことに伴い、当社定款の一部変更を行うものです（変更案第 29 条）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>委員会設置会社</u>として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会3. 会計監査人 <p>第5条～第28条 (省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (第1項省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>指名委員会等設置会社</u>として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会<u>3. 執行役</u><u>4. 会計監査人</u> <p>第5条～第28条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行のとおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役</u><u>(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

以上